

平成26年1月8日（水）

四街道市報道発表資料

## **栗山みどりの保全事業一部供用開始**

市長のマニフェストに基づく「未来のまちづくり 36のアクション」の一施策である「緑のまちづくりの推進」事業として、平成24年度より“栗山みどりの保全事業”を開始しました。土地所有者のご厚意や協働いただいている市民団体の皆様に支えられ整備は進み、平成26年1月15日から一部供用開始をいたします。

### **1 事業内容**

この事業は、市民生活に潤いをもたらす里山の保全、自然景観の保持、自然と触れ合う憩いの場の創出などに、総合的・一体的に取り組むものであり、自然環境を尊重し、貴重な動植物を保護しながら休耕田の復元など、適度に人手を加えることで生物の多様な空間を発展させ、自然と人が調和のとれた空間を創造し保全することを目指しております。

区域面積は約5.8ヘクタール（うち民有地約5.5ヘクタール、別紙1「位置図」参照）であり、市街地に隣接しながら、落葉広葉樹を主体にした起伏に富んだ山林と水田・休耕田で構成する農地が一体となり、里山風景が残る自然にあふれた地域です。

事業の実施にあたりましては、多くの土地所有者から緑地の保全などに賛同をいただき、貴重な土地を快くお貸しいただくとともに、計画段階より、市民協働により推進してまいりました。

市民協働の枠組みとしましては、市民団体の代表者9名により栗山みどりの保全事業実行委員会を組織し、その中に4つの部会を設けました（別紙2「実施組織構成」参照）。具体的には、建設部会（除草、伐竹、散策路整備など施設の設置・整備に関する作業）、調査部会（動植物などの生息・植生状況調査や施設整備に関する基本計画の作成）、水田部会（休耕田復元後の水田において、稲作（田植え・稲刈りなど）、水路の維持管理などの水田に関する作業）及び維持

管理部会（ごみ清掃、場内パトロール）であり、それぞれの団体の得意分野を大いに活かしていただき、順調に事業が進み、一部供用開始ができることとなりました。なお、千葉県立中央博物館には専門的見地からの生物多様性の助言、指導をいただきました。

また、市民協働で特徴的な事項としては、栗山みどりの保全事業実行委員会が、平成24年度より創設された「みんなで地域づくり事業提案制度」（別紙3「みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)」参照)の事業採択を受け、市と役割分担し、事業の推進に寄与されたことです。

今回、供用開始をする区域は、休耕田復元部及びその周辺散策路の範囲（面積約1.8ヘクタール、別紙4「整備計画図」参照）ではありますが、新春を迎え暖かくなるころには、草木の芽生えや小動物の目覚めなど、自然の息吹を体感いただけるものと思います。

## 2 オープニングセレモニー

日時 平成26年1月15日（水）午前10時～

場所 栗山みどりの保全事業用地区内 入口広場付近（栗山85番地先）

招待者 土地所有者 近隣区・自治会長 市民協力者 みどりの基本計画推進委員 千葉県立中央博物館副館長 施工業者 地元小学校児童

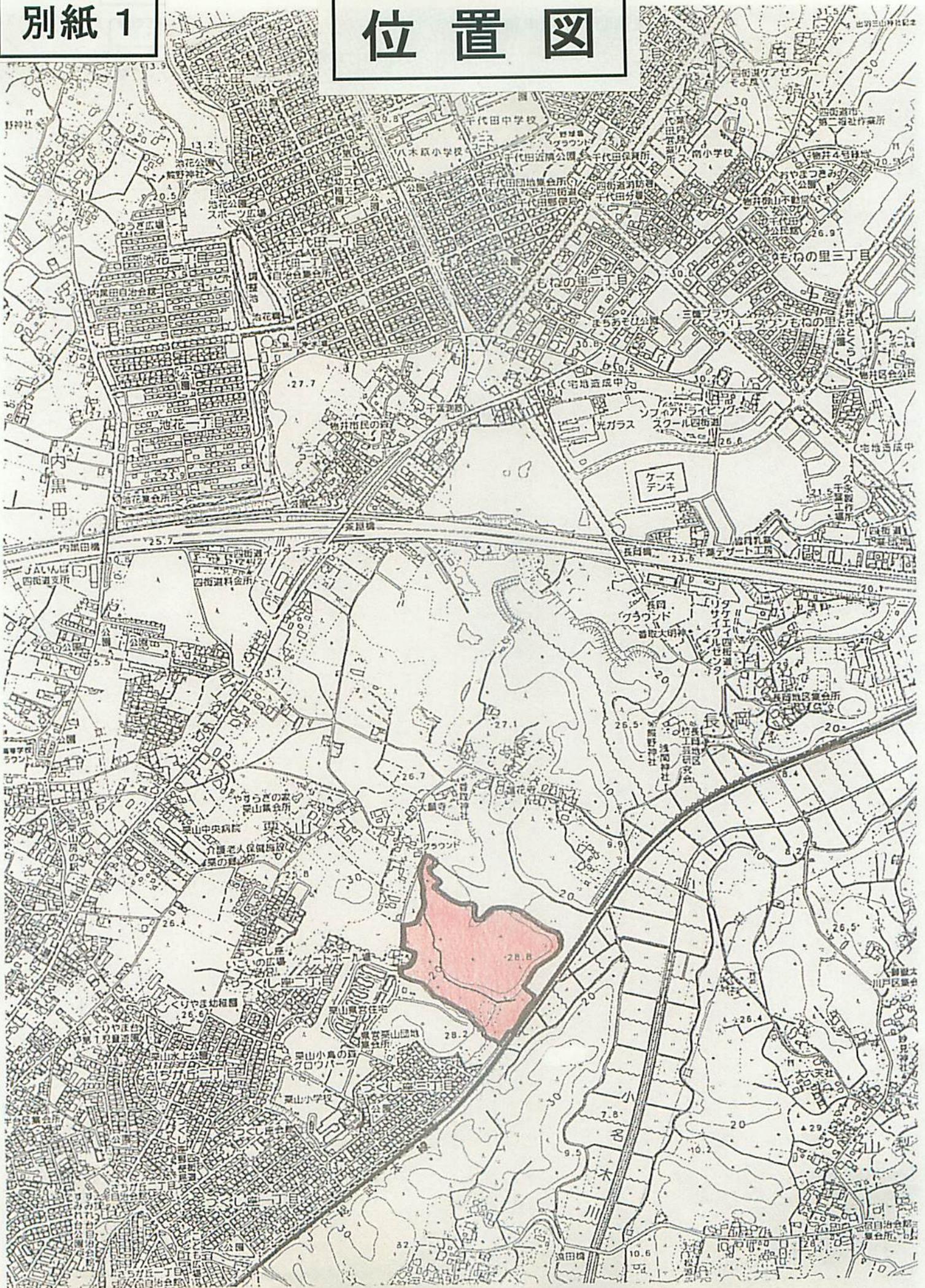
※雨天・荒天時は中止です。

お問い合わせ先

四街道市都市部都市計画課

☎ 043-421-2263

# 位置図



実施組織構成

◎みどりの基本計画推進委員会



(市及び推進団体の委員)

▼企画委員会 → ○栗山みどりの保全事業実行委員会

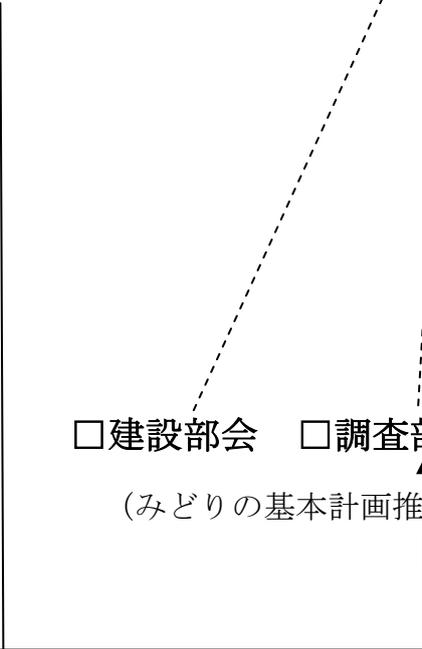
(みどりの基本計画推進委員会  
地権者・自治会、一般市民)

(市・みどりの基本計画委員長・  
各部部长)

(都市計画課、みどりの基本計画  
委員長、各部部长及び参加団体代表)

□建設部会 □調査部会 □水田部会 □維持管理部会

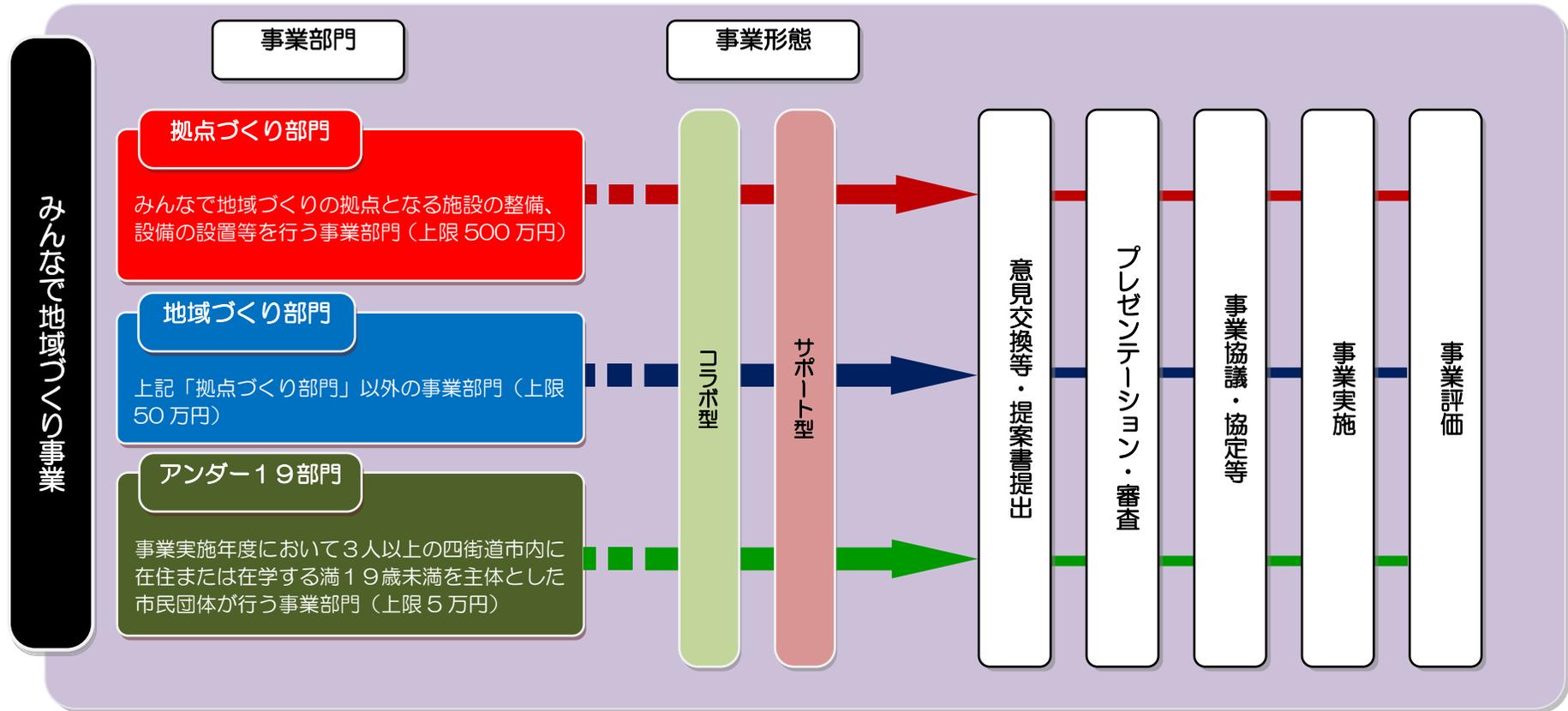
(みどりの基本計画推進委員、地権者・自治会、一般市民)



みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）

みんなで地域づくり事業・・・市民団体と市が相互の社会資源を持ち寄り、協力して地域づくりや地域課題等の解決を図る事業

「コラボ四街道」は、日常の暮らしの中で生まれるアイデア溢れた事業を提案し、市民団体が自主的に、または市と協力して実施する事業に対して資金、人材、技術などの社会資源を持ち寄り、魅力ある地域づくりを実践していくものです



事業形態：「コラボ型」・・・企画立案、事業の実施、事業評価に至るまで一貫して市民団体と市が連携を図るもの

「サポート型」・・・市民団体が主体的に企画立案、実施する事業に対して市が協力をするもの

# 整備計画図

供用開始区域

出入口

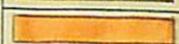
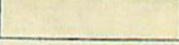
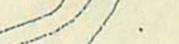
駐車広場

倉庫

トイレ (予定)

水道 (予定)

谷津田 (復元)

凡	例
	下草刈り実施区域
	下草刈り非実施区域
	保全区域
	活用区域
	水田区域
	鳥類保護区域
	ホタル保護区域
	ミソゴイ発見区域

